

草津市公報

発行日 令和8年6月1日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 10 号

発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目

次◇◇◇

◎ 告 示

指定管理者の軽微な変更について（人権政策課）	1
指定管理者の軽微な変更について（人権政策課）	1
認可地縁団体の認可について（まちづくり協働課）	1
公示送達について（税務課）	2
指定管理者の軽微な変更について（こども若者政策課）	2

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	3
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	3
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	3
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	4
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	4
総合評価一般競争入札の施行について（市営住宅課）	6
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	11

告 示

草津市告示第243号

指定管理者の軽微な変更について

令和7年草津市告示第22号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年5月7日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立西一会館
所在地 草津市草津町1446番地1
名 称 草津市立西一教育集会所
所在地 草津市草津町1446番地1

2 指定管理者

名 称 特定非営利活動法人 ユウ・アンド・アイ
住 所 「草津市西草津一丁目8番4号」を「草津市西草津一丁目9番19号」に変更する
代表者名 「理事長 吉 田 耕 治」を「理事長 吉 田 壽 雄」に変更する

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(令和8年5月7日掲示済み)

草津市告示第244号

指定管理者の軽微な変更について

令和7年草津市告示第24号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年5月7日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立新田会館
所在地 本館 草津市木川町898番地3
分館 草津市木川町900番地1
名 称 草津市立新田教育集会所
所在地 草津市木川町898番地15

2 指定管理者

名 称 特定非営利活動法人 心輪
住 所 「草津市草津町1475番地2」を「草津市木川町865番地10」に変更する
代表者名 「理事長 佐 山 繁 樹」を「理事長 佐 山 忍」に変更する

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(令和8年5月7日掲示済み)

草津市告示第246号

地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月11日

草津市長 橋 川 渉

記

1 名称

山寺町内会

2 規約に定める目的

山寺町内会は、相互扶助の精神に基づき、会員の親睦を深め、住民福祉、文化向上及び健康増進を図りながら、地域社会の発展を期することを目的とする。

3 区域

山寺町内会規約第2条の別紙区域図に定める区域とする。

4 主たる事務所

山寺会館 草津市山寺町221-1

5 代表者の氏名および住所

奥村 憲司 草津市山寺町226

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無ならびに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名および住所）

なし

7 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名および住所）

なし

8 認可年月日

令和8年5月11日

(令和8年5月11日掲示済み)

草津市告示第247号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年5月12日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和7年度市県民税税額変更（決定）通知書 2件

令和6年度市県民税税額変更（決定）通知書 1件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和8年5月19日に送達があったものとみなす。

令和7年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所
1	菊川 弘道	滋賀県草津市南笠東一丁目12番24-213号ヴィラコーボ清水
2	TRAN VINH HAO	ベトナム

令和6年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所
1	高原 昭治	滋賀県草津市笠山四丁目12番65-201号パレ南笠佐わらび

（令和8年5月12日揭示済み）

草津市告示第249号

指定管理者の軽微な変更について

令和7年草津市告示第51号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年5月14日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設の名称、所在地

「のびっ子」志津 草津市青地町827-3

「のびっ子」山田 草津市北山田町350

2 指定管理者

名 称 「社会福祉法人 志津保育園」を「社会福祉法人 志津保会」に変更する

住 所 草津市青地町946

代表者名 理事長 吉 田 昌 弘

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（令和8年5月14日揭示済み）

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年5月7日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市草津町1518番地1-207 Bonheur草津 福岡 大貴、福岡 なつほ	草津市北山田町字石塔273番1	297.72㎡	R8.5.7	1924

（令和8年5月7日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年5月7日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市月輪三丁目41番1-107号 今井 琢磨、今井 奈緒美	草津市新浜町字中屋敷66番5	266.72m ²	R8.5.7	1925

（令和8年5月7日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年5月7日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市高野502番地1（C-102号） サンガーデ ンー橋 中島 瑞生	草津市片岡町字南東木188番7	173.68㎡	R8.5.7	1926

(令和8年5月7日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年5月7日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野路東四丁目13番18-101号 フィールド ロードⅢ 三島 一希	草津市芦浦町字柿72番8	379.93㎡	R8.5.7	1927

(令和8年5月7日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年5月8日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5081-010
- (2) 工事名 矢倉小学校トイレ他改修工事(建築)
- (3) 工事場所 草津市矢倉二丁目
- (4) 工事概要 矢倉小学校トイレ改修工事および非構造部材改修工事
- (5) 工事期間 契約締結日から令和8年10月22日まで

- 2 予定価格 68,217,000円(税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続

開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市青地町213-1 ディアコート青地Ⅱ
3階事務所

プランニングワイズ

草津市木川町336番地145

株式会社一晃設計

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和8年度において建築一

式工事（建築一式工事）部門に登録されている者であること。

- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和8年度の格付けにおいて、建築一式工事（建築一式工事）部門のAランクとして格付けされている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和8年5月8日午前9時から令和8年6月15日午後4時45分まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和8年5月8日午前9時から令和8年5月21日午後4時45分まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和8年5月28日午前9時から、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和8年6月12日午前9時から令和8年6月15日午後4時45分まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付し

て、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和8年6月16日 午前9時30分から

- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則

- (平成9年草津市規則第13号)により行う。
- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。
- 20 その他必要事項
- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - (2) 共同企業体での参加は認めない。
 - (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
 - (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
 - (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
 - (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
 - (8) 落札者の決定から契約締結(仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点)までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
 - (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
 - (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。
- 21 入札に関する問い合わせ先
草津市総務部契約検査課 電話 077-561-2307(直通)

(令和8年5月8日揭示済み)

公 告

草津市営住宅木川団地・西一団地建替事業に係る契約について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により公告する。

令和8年5月11日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する事項

- (1) 事業名 草津市営住宅木川団地・西一団地建替事業
- (2) 事業場所 草津市木川町、西草津一丁目
- (3) 事業概要 現存する市営住宅を除却し、新たな市営住宅の設計、建設およびこの間に必要な入居者の移転支援(詳細は、入札説明書による。)
- (4) 事業期間 事業契約締結の日から令和13年3月31日まで
- (5) 予定価格 4,339,151,000円(消費税および地方消費税を含む。)

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札参加者の構成等
 - (ア) 入札参加者の構成
 - a 入札参加者は、次に掲げる企業で構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とする。
 - (a) 建替住宅を設計する企業(以下「設計企業」という。)
 - (b) 建替住宅を建設する企業(以下「建設企業」という。)
 - (c) 建替住宅の工事を監理する企業(以下「工事監理企業」という。)
 - (d) 入居者移転支援業務を行う企業(以下「入居者移転支援企業」という。)
 - (e) 余剰地活用業務を行う企業(以下「余剰地活用企業」という。)
 - b 応募グループは、入札手続きを代表して行う企業(以下「代表企業」という。)を定める。
 - c 代表企業は、本事業を遂行する上で中心的な役割を果たす企業とし、建設企業に限る。
 - (イ) 複数業務について
 応募グループを構成する企業(以下「構成員」

という。)のうち、(2)(イ)a～eの要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、設計企業と監理業務を兼務する場合、設計業務と監理業務は独立した組織、部署等として遂行するよう努めるものとする。あわせて、設計担当者が監理業務の直接的な影響を受けない体制を構築するよう努めるものとする。

(ウ) S P C の設立について

本事業において特別目的会社（S P C）の設立は不可とする。

(エ) 構成員の変更等について

入札参加表明書および入札参加資格審査申請書（以下「資格審査書類」という。）の受付日後においては、原則として応募グループの構成員の変更および追加は認めないものとする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件として応募グループの構成員（ただし、代表企業を除く。）の変更・追加ができるものとする。

(オ) 複数応募の禁止

応募グループの構成員およびこれらの企業と資本面もしくは人事面において関係のある者は、他の提案を行う応募グループの構成員になることはできない。

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

(ア) 入札参加者の参加資格要件（共通）

- a 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条各号のいずれにも該当しない者であること。
- b 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- c 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(a)から(e)までのいずれかに該当する者でないこと。
 - (a) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - (b) 民事再生法(平成11年法律第225号)に

基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(c) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(d) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(e) 銀行取引停止処分がなされている者

d 法人税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。

e 「草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年告示第189号）」第2条第2項に該当する者でないこと。

f 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者および同社の子会社もしくは親会社である者でないこと。

・株式会社地域経済研究所

・株式会社地域経済研究所が本アドバイザー業務の一部を委託している株式会社ユーデーコンサルタンツ、株式会社しがぎん経済文化センターおよび御堂筋法律事務所

g 選定委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面または人事面において関連のある者が参加していないこと。

(イ) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者は、事業を適切に実施できる能力（技術・実績・資金・信用等）を備える者であり、資格審査書類の受付日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

a 設計企業

設計企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、すべての者が当該要件をすべて満たしていること。

(a) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(b) 1棟の延面積が1,000㎡以上の共同住宅の新築工事（以下「参加資格要件工事」という。）の基本設計および実施設計の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去15年間に竣工したものに限る。（同日において工事中であるものを含む。以下同じ。）

(c) 設計企業と入札参加申込書の受付日から起

算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。なお、落札後、市が必要と認めた場合、設計企業は配置予定技術者（管理技術者）を変更することができる。

b 建設企業

建設企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、すべての者が当該要件をすべて満たしていること。

- (a) 建設企業は、単体またはJVとする。単体で応募する場合には(d)から(g)の要件をすべて満たすこと。JVを組成する場合は、次の(b)から(g)の要件を満たすこと。なお、本工事は草津市発注方針第2の2の規定に基づき、市内建設業者が単体で応募することはできない。したがって、市内建設業者は、JVの構成員または下請・協力企業として参画することを原則とし、地域建設業の育成および受注機会の確保を図るものとする。また、単体またはJVによる受注者は、草津市内に本社（本店）を有する草津市建設工事等入札参加資格者名簿に登録のある建設業者または資材業者等に対し、下請・協力発注を行うものとする。この取組状況は、入札時に提出する資料に明示し、総合評価方式における評価項目として評価の対象とし、発注金額の割合に応じて評価することとする。
- (b) JVの組成にあたっては、共同施工方式（以下「甲型JV」という。）または分担施工方式（以下「乙型JV」という。）のいずれかによるものとし、甲型JVを組成する場合には、(c)から(g)の要件をすべて満たしていること。なお、乙型JVを組成する場合には、次の(c)の要件を満たしていることとし、各構成員の分担工事額については応募グループの提案によるものとする。
- (c) JVの代表構成員は出資比率が構成員中最大である者であって、単独の企業であること。
- (d) 単体で応募する場合は、建設業法第26条第2項の規定による監理技術者（以下「監理技術者」という。）を専任かつ常駐で配置するものとし、JVを組成する場合は、構成員ごとに建設業法第26条第2項の規定による監理技術者（以下「監理技術者」という。）を専任かつ常駐で配置し、代表企業の監理技

術者が統括監理技術者として市との窓口役となるとともに、その他の構成員の監理技術者を統括すること。

※甲型JV、乙型JVの詳細については国土交通省ホームページを参照のこと。

URL : https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html

- (e) 建築一式工事に係る「建設業法」（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- (f) 参加表明書等の提出締切日において、「建設業法」の規定に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果における総合評価値が1,100点以上である者とする。なお、この要件は、建設に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいこととする。
- (g) 参加資格要件工事の実績を有していること。当該実績は、元請としての実績で、入札公告日から起算して過去15年間に竣工したものに限る。（同日において工事中であるものを含む。以下同じ。）なお、この要件は、建設に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいこととする。

c 工事監理企業

工事監理企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、すべての者が当該要件をすべて満たしていること。

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 参加資格要件工事の工事監理の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去15年間に竣工したものに限る。
- (c) 工事監理企業と入札参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、かつ、上記bの実績に係る業務に従事した工事監理者（建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者をいう。以下同じ。）を本業務に配置することができること。

d 入居者移転支援企業

入居者移転支援企業は、移転時の手続きおよび引越しの斡旋についての幅広い能力およびノウハウを有していること。

e 余剰地活用企業

余剰地活用企業は、余剰地に係る提案内容と同等の事業に係る実績を有していること。複数の余剰地活用企業で業務を分担する場合、すべての余剰地活用企業が業務の分担に応じて当該要件を満たしていること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

草津市役所 建設部 市営住宅課 市営住宅係
〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目1
3番30号
電 話：077-561-2395
FAX：077-561-2487
メールアドレス：jutaku@city.kusatsu.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間および交付方法

ア 交付期間 令和8年5月11日（月）から同年10月2日（金）まで

イ 交付方法 草津市ホームページからダウンロードすること。

(3) 資格審査書類（入札参加表明書および入札参加資格審査申請書）の受付

入札参加者は、参加表明書（入札参加資格審査申請書を含む。）を提出すること。資格確認の結果は、入札参加者（代表企業）に対して資格確認通知書の発送により通知する。

なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和8年8月3日（月）9時00分から同月7日（金）16時45分まで

イ 提出場所 3(1)に示す部局

ウ 提出方法 持参または郵送（配達の記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。）によること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、参加表明書等を提出した入札参加希望者の代表企業に対して、令和8年9月1日（火）までに書面により通知する。

(5) 入札および開札の日時等入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札提出書類（提案書等）を次のとおり提出すること。

ア 入札提出書類（提案書等）の提出日時等

(ア) 提出日時 令和8年9月30日（水）9時00分から令和8年10月2日（金）16時45分までとする。（ただし、郵送の場合は令和8年10月2日（金）までに必着すること。）

(イ) 提出場所 3(1)に示す部局

(ウ) 提出方法 持参または郵送（配達の記録が残る方法に限る。）

イ 開札の日時および場所

(ア) 日時 令和8年10月5日（月）10時00分

(イ) 場所 草津市役所4階 401室

開札は、代表企業の代表者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、代表企業の代表者またはその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

(6) ヒアリング

入札提出書類の審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施時期は令和8年11月頃を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

(7) 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(8) 入札書の記載方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

(9) 入札保証金および契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付すること。ただし、詳細については入札説明書を参照すること。

(10) 契約書作成の要否 要

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、市により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

ア 草津市財務規則（平成6年3月31日）第14条の規定に該当する入札

イ 資格確認申請書、提出した資料等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書において示した条件等入札に関する

条件に違反した入札

4 提案審査

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。

「提案審査」は、入札書に記載された金額が予定価格以下であることの確認や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、入札価格や提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

市は落札者の選定に当たり、学識経験者等で構成される選定委員会を設置する。選定委員会は、資格審査により入札参加資格が認められ、かつ、基礎審査により基礎審査事項を充足していると認められる入札を行った者の提案に対して、総合評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数以上ある場合は、同点の者の中から提案内容評価点数が最も高い提案を行った者を最優秀提案として選定する。提案内容評価点数が同点の場合は、当該者がくじ引きを行い、最優秀提案者を選定する。

(1) 基礎審査

ア 提出書類の確認

提出書類の確認項目は次のとおりとする。提出を求めている書類が揃っていない場合は失格とする。

(ア) 提出書類の確認 提出を求めている書類が全て揃っているか、また、指定した様式に必要事項が記載されているかを確認する。

(イ) 提案内容の矛盾・齟齬 事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないかを確認する。

イ 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、市の要求する水準および性能に適合していることを確認する。事業提案書の内容に市の要求する水準および性能を明らかに満たさない事項がある場合には失格とすることができる。

ウ 価格による評価

(ア) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された金額が予定価格以下であることの確認を行う。予定価格を超える入札参加者は、失格とする。

(イ) 入札価格による評価

入札価格を次の方法で点数化を行う。入札価格評価点数の計算に当たっては、小数点以下第

3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

入札価格評価点数＝価格審査の配点（40点）×（入札参加者中の最低の提案価格÷各入札参加者の提案価格）

(2) 総合評価

ア ヒアリング事業提案書の審査に当たって、提案内容の確認のため、市または選定委員会が必要であると判断した場合は基礎審査を通過した入札参加者に対してヒアリングを行う。

イ 提案内容の評価

(ア) 提案内容に関する評価（定性評価）

(a)から(q)までの評価項目ごとの評価基準に従い点数を付与し、その合計値を評価点（最大60点）とする。付与する点数は、評価に応じ、評価項目ごとの配点にA評価1.00、B評価0.75、C評価0.50、D評価0.25またはE評価0.00を乗じて得た値とする。

a 基本方針・実施体制等

- (a) 本事業に関する基本方針 配点4点
- (b) 事業実施体制 配点3点
- (c) 事業の安定性・リスク管理 配点3点
- (d) 地域経済等への貢献 配点5点

b 市営住宅の整備

- (e) まちの魅力を向上させるデザイン 配点6点
- (f) 誰もが安心して暮らせる住環境 配点6点
- (g) 地域交流の促進 配点6点
- (h) 環境保全性 配点2点
- (i) 防災性 配点1点
- (j) 防犯・安全性 配点1点
- (k) 機能性 配点2点
- (l) 経済・保全性 配点1点

c 施工管理・安全対策

- (m) 施工管理 配点4点
- (n) 安全対策 配点4点

d 入居者移転支援に関する事項

- (o) 業務実施体制 配点3点
- (p) 業務実施計画 配点3点

e 余剰地活用に関する事項

- (q) 用途及び規模 配点6点

5 落札者の決定

市は、選定委員会の選定結果を基に落札者を決定する

6 契約の締結

(1) 仮契約の締結

市は、事業者と仮契約を締結する。

- (2) 事業契約に係る議会の議決
仮契約は、市議会の議決を経て本契約となる。

7 その他

(1) 使用する言語、通貨単位および時刻
入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(2) 支払条件
契約書に基づき支払いを行う。なお、前金払は行わない。

(3) 代理人における入札
代理人が入札する場合は、入札提出書類の提出と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(4) 現地説明会の有無 有

(5) 詳細は、入札説明書による。

(令和8年5月11日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年5月15日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市平井一丁目6番4号 安田 鵬玄	草津市駒井沢町字大木腰265番6	175.48㎡	R8.5.15	1928

(令和8年5月15日揭示済み)